

(公印・契印省略)

総基促第 141 号
令和 6 年 12 月 6 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹 殿

総合通信基盤局 電気通信事業部
基盤整備促進課長
堀内 隆広

電気通信事業法施行規則第 14 条の 5 第 1 項の規定に基づく
電気通信回線設備の規模等の報告の正確性について（指導）

貴社から、令和 6 年 6 月 28 日付けで総務大臣に対し行った電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 14 条の 5 第 1 項の規定に基づく「第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信回線設備の規模等」に係る報告（以下「回線規模報告」という。）について、その内容に誤りがあったとの報告を令和 6 年 10 月 31 日付けで受けた。

これを確認した結果、188 の町字について回線規模報告の内容に誤りがあったことが認められ、この誤りにより、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 110 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により総務大臣が指定し、同条第 4 項の規定により令和 6 年 8 月 30 日に公表した支援区域のうち、93 の町字について修正を加えなければならないこととなった。

回線規模報告及びこれに基づく支援区域の指定は、第二号基礎的電気通信役務に係る制度の運用の根幹を成す要素であり、回線規模報告の誤りは、第二種適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額及び高速度データ伝送役務提供事業者から徴収すべき負担金の額それぞれの算定に大きな影響を与えるものである。今般の貴社の回線規模報告の誤りにより 100 に及ぶ町字について既に行った支援区域の指定を修正せしめることは、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を目的とするこの制度の趣旨を損なうものである。

このため、再発を防止する観点から、厳重に注意する。貴社においては、令和 7 年 3 月 31 日までに、今般の誤りに対する再発防止策とその進捗を報告されるとともに、令和 7 年度における回線規模報告に先立って同年 7 月 31 日までに、当該再発防止策の実施状況の詳細を報告されたい。

以上